

○群馬県警察情報処理能力検定要綱の制定について（例規通達）

平成27年7月10日群本例規第33号（情管）警察本部長

改正

令和6年2月14日群本例規第7号（情管）

情報処理能力検定に関する訓令（平成5年警察庁訓令第1号）第7条の規定に基づき、群馬県警察における情報処理能力検定に関し必要な事項について、別添のとおり群馬県警察情報処理能力検定要綱を制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、群馬県警察情報処理能力検定実施要綱の制定について（平成7年群本例規第1号）は、廃止する。

別添

群馬県警察情報処理能力検定要綱

第1 趣旨

この要綱は、情報処理能力検定に関する訓令（平成5年警察庁訓令第1号。以下「警察庁訓令」という。）第7条第1項の規定に基づき、群馬県警察における情報処理能力についての検定（以下「能力検定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 能力検定の実施者

警察庁訓令第7条第2項の規定により、能力検定（初級及び中級の能力検定に限る。以下第3及び第4において同じ。）の実施に関する事務を行う者として、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定するものは、警務部長とする。

第3 能力検定

1 実施回数等

- （1）能力検定は、毎年1回以上実施するものとし、その実施の期間、場所等を所属長に通知するものとする。
- （2）前記（1）のほか、初任科、情報処理に関する専科等の各種専科教養の際、必要に応じて、能力検定を実施するものとする。

2 受検資格

能力検定の受検資格は、特に設けないものとし、初級の能力検定に合格していない者であっても、中級の能力検定を受検することができる。

3 受検の申請

所属長は、所属の職員が能力検定を受検しようとする場合は、情報処理能力検定（級）受検申請書（別記様式第1号）により、警務部情報管理課長（以下「情報管理課長」という。）を経て警務部長に申請するものとする。

4 試験方法等

- （1）能力検定は、筆記試験（電子計算機その他の電子機器を利用した試験を含む。）により行うものとし、出題はおおむね20問、試験時間は2時間とする。
- （2）試験の問題は、警察庁訓令別表に従い、情報処理能力検定試験細目（別表第1）に定める範囲を基準として出題する。

5 合格基準

能力検定は、前記4の規定による試験において、60パーセント以上の正解をもって合格とする。

第4 能力検定の特例

1 認定基準

警察庁訓令第6条の規定により、情報処理能力検定特例基準表（別表第2。以下「特例基準表」という。）の左欄に掲げる者として認定したものについては、それぞれ同表右欄に掲げる級位の能力検定に合格したものとする。

2 認定の申請

所属長は、所属の職員が前記1の規定による認定を受けようとする場合において、特例基準表に掲げる者に該当すると認めたときは、情報処理能力検定級位認定申請書（別記様式第2号）により、情報管理課長を経て、警務部長に申請するものとする。

3 認定

警務部長は、前記2の規定による申請を受理した場合は、当該申請に係る者の経歴、知識、技

能等を総合的に判断し、その合否を判定する。

第5 上級の能力検定の受検

情報管理課長は、職員が上級の能力検定を受検しようとする場合は、当該職員が上級の能力検定を受検しようとする年度の前年度までに中級を取得した者であることを確認した上、警察庁に推薦するものとする。

第6 合否の通知

情報管理課長は、能力検定の合否について、所属長を経て、当該能力検定の受検者（前記第4の規定による認定（以下「特例認定」という。）を受けようとする者を含む。）に通知するものとする。

第7 能力検定合格者の管理等

- 1 情報管理課長は、職員の能力検定級位の取得状況について、別に定めるG P—W A N業務の資格管理機能に登録し、管理するものとする。
- 2 所属長は、所属職員が能力検定の合格の通知を受けた場合は、その状況を当該職員の勤務記録カードに記載し、人事配置等に反映させるものとする。

第8 報告

1 本部長報告

情報管理課長は、能力検定を実施した場合又は警察庁が上級の能力検定を実施した場合は、情報処理能力検定（ 級）実施結果報告書（別記様式第3号）によりその結果を本部長に報告するものとする。

2 警察庁報告

情報管理課長は、能力検定（特例認定を除く。）の実施状況を毎年3月末日までに、警察庁情報通信局情報管理課に報告するものとする。

第9 庶務

能力検定に関する事務は、警務部情報管理課が取り扱うものとする。

第10 経過措置

従前の能力検定に合格した者については、この要綱の規定による能力検定に合格したものとみなす。

前 文（抄）（令和6年2月14日群本例規第7号（情管））

令和6年2月14日から施行する。

別表第1（第3関係）

情報処理能力検定試験細目

試験の項目	出題範囲	
	初級	中級
1 情報処理における各種法令等に関する知識 (1) 個人情報の保護に関すること。 (2) 警察情報セキュリティポリシーに関すること。 (3) 警察情報管理システムに係る各種規程に関すること。 (4) その他関連法規に関すること。	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
2 コンピュータシステムに関する知識 (1) ハードウェア及びシステムに関すること。 (2) ソフトウェアに関すること。 (3) ネットワークに関すること。 (4) データベースに関すること。 (5) 情報セキュリティに関すること。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
3 アプリケーション（オフィスツール）に関する知識	○	
4 アプリケーション（マークアップ言語及びマクロ）に関する知識 及びプログラミングに関する基礎的知識		○

別表第2（第4関係）

情報処理能力検定特例基準表

対象者		合格とみなすことができる級位
1	他の実施機関において能力検定の級位を取得した者	取得した級位に相当する級位
2	警務部長が別に定める情報管理専科教養、各種講習会等を受講した者	当該情報管理専科教養、各種講習会等の内容に応じて、警察庁訓令別表に定める知識及び技能の区分によって認定する級位
3	警察情報管理システムに係るシステム設計業務又はプログラム作成業務を経験した者	A 2年以上の実務を経験した者は初級
		B 4年以上の実務を経験した者は中級